

ヤードにおける防犯（盗難車の搬入・搬出等）を目的とした街頭カメラの設置に関するメモ
2020.09.07 東京都立大学 星 周一郎

1. 防犯カメラの設置に関する基本的な法的枠組み

街頭設置カメラの趣旨・構図としては、以下の2つが考えられます。

(1) 特定の犯罪に対する捜査におけるカメラの設置・運用

- ex. 特定の犯罪の被疑者が属する犯罪組織（反社会的勢力）のアジトの撮影
- 刑事訴訟法（刑事法）の捜査活動の一環

(2) 犯罪一般の防止等を目的としたカメラの設置・運用

- ex. 繁華街での固定設置カメラによる撮影
- 基本的には行政（行政法）・私人（民法等）による防犯活動の一環
- 一部、警察自らが設置するカメラもあるが、これも行政警察活動

本件のお問い合わせは、当然のことながら(2)の場合であることとなります。

2. (1) そうだとしますと、行政活動の一環としての街頭カメラの設置のあり方を考えることとなりますが、基本的には、以下の比較考量になると思います。

①達成すべき行政目的の内容や実現方法等 と ②被侵害利益の程度 との比較考量

②被侵害利益の程度について、「下段の要件で条例を制定する場合、憲法 13 条の肖像権、プライバシー権がどのように影響するか」という、最初のお問い合わせに対する回答になると思います。

・憲法 13 条の肖像権・プライバシー権への影響について

基本的には、まず、②の撮影される場所・状況などが、被撮影者等のプライバシー権にどういう影響を及ぼすか、ということが判断要素となります。

そこで参考になるのが、警察が設置するものですが、同じく行政活動での街頭カメラの設置に関する裁判例である、大阪地判平成 6 年 4 月 27 日（判時 1515 号 116 頁）が参考になります。

この判決では、プライバシーの利益（権利）とは、「④他人がみだりに個人に関する一定領域の事柄、例えば、私的生活関係を構成する事柄、趣味・嗜好・性癖等に関する事柄、精神過程に関する事柄、内部的な身体状況に関する事柄等についての情報を取得することを許さず、また、⑤他人が自己の知っている個人の一定領域に関する事柄をみだりに第三者へ

公表したり、利用することを許さず、㊦もって人格的自律ないし私生活上の平穩を維持するという利益」をいう、とされています。

この判決自体は、26年も前の判断ですが、判断の枠組み自体は、現在でも有効であると考えられます。ただし、いかなる撮影態様になれば、「㊦人格的自律ないし私生活上の平穩」の維持がなされなくなるのか、その判断の見極めが困難なわけです。

しかも、これは、㊦の「達成すべき行政目的の内容や実現方法等」との相関（比較衡量）においても、判断が異なってきます。

前掲の大阪地裁平成6年の事案では、比較的に特定された少数人が出入りする建物をもっぱら撮影していると判断されたカメラ1台について、㊦合理的な理由のない設置であり、㊦そういった特定人の出入りの撮影（監視）は、許容されないプライバシー侵害であるとして、撤去を認めています。

(2) ただし、大阪地裁の事案は、カメラの設置・運用に関する個別の根拠規定に基づかない、「警察の裁量」による設置・運用に関する事案に対する判断です。

そのため、ご承知のように、法律による行政の、いわゆる侵害留保説によるならば、特定少数人の動向を撮影するという内容の法律（条例）を制定すれば、理論的には、そのようなカメラも適法でありうることになります。

もちろん、その法律（条例）の内容については、合理性がなければならぬわけですが、その合理性の有無の判断も、基本的には、㊦目的の正当性がどれほどあるか、と、その目的達成のための㊦被侵害利益の程度との比較衡量になると思います。

3. 財産権との関係

2つ目のお問い合わせである、「憲法29条の財産権がどのように影響するか」も、以上の比較衡量と関連すると思います。

すでに、千葉県ではヤード規制（適正化）の条例を制定されているとのことで、そこで立入検査・質問に関する規定があります。それと関連付けて、カメラによる撮影を利用の受諾を届け出の内容に含ませること自体は、ヤードの不適切利用に関する立法事実があるのであれば、憲法29条、あるいは22条との関係で、行き過ぎた権利の制約にはならない、と構成することは、十分に可能であるとは思いますが。

ただし、このように行政によるカメラ設置の承諾を義務とする内容の法令は、私の知る限りでは、あまり例はないようにも思います（見落としはあるかもしれませんが）。

4. 届け出制との関係

なお、佐倉市において、ヤードの届け出に関連して、カメラ設置を前提とするという条件を付することが憲法 29 条との関係で正当とされるのであれば、ヤードの業者や利用者は、撮影がなされていることを、包括的に承諾していることになるという位置づけになります。

そうしますと、比較的特定少数の者しか出入りしないヤードの入口等、あるいは、少々ハードルが高いかもしれませんが、包括的承諾がある分、ヤード内部を撮影するカメラによるプライバシー権への影響の程度も軽くなる、との評価は、可能であると思います。

5. 警察との情報共有

佐倉市がカメラを設置・運用する枠組みが成立したとして、その撮影データを千葉県警とただちに共有できるか、ということはそれ自体、別個の問題となり得ます。

設置状況にもよりますが、おそらくは、設置カメラで撮影された映像は、個人識別可能な個人情報にあたります。したがって、佐倉市個人情報保護条例における、他機関との情報共有の枠組みに則った、丁寧な制度設計が求められると思います。

おそらく、リアルタイムでの情報共有は「行き過ぎである」との評価になると思います。警視庁では、災害時等においてのみ、リアルタイムで撮影データを警察がモニターできるとする協定を、足立区や東京メトロと締結しています。逆に、恒常的なデータの共有は、行き過ぎであるとの判断が妥当していると評価できます。

怪しい動きがあった場合の、捜査のための情報提供ということで、個人情報保護条例に則った情報提供の基準を明示することが求められるように思います。

6. 法文について

基本的には、ヤードでの盗難車の「処理」の防止という目的をより明確に特定し、その目的以外には、基本的には使わない（例外として、ヤードで火災が生じたり、人命や正当なヤードの資産にかかわるような災害が生じたりした場合といった、個人情報保護条例（個人情報保護法）が認める緊急時での利用はあり得るかもしれませんが）といったことを、条例本体で明示することが必要となるかもしれません。

上記に加え、佐倉市の防犯カメラ条例での「防犯カメラを設置するに当たっての配慮」を定める第 5 条などが参考になるものと考えます。（法文については、関連条例・法規をすべて、私の不勉強にて、しっかり把握・理解しているわけではないため、率直、あまり自信がありません。申し訳ございません）。

いずれにせよ、カメラ撮影画角の調整、情報（撮影映像）管理の厳格性が制度的に保障されることが、重要になると思います。